

提出日：平成29年8月7日

担当部・課：教育委員会教育総務課〔内線5016〕

<p>① 件 名</p>
<p>石巻市立幼稚園保育料の減免の拡充について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p><b>【背景】</b>          国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組の一環として、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置がなされることになった。</p> <p><b>【目的】</b>          幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、低所得のひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り幼児教育の無償化に向けた取組を推進するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p><b>【根拠法令】</b>          石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成20年石巻市条例第38号）          石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則（平成17年石巻市規則第93号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          第4章 安心して健やかに暮らせるまち          第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する          1 子育てを支援する環境を整備する</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成29年3月31日 子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正          （平成29年4月1日施行）</p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>年収360万円未満相当の世帯（※1）のひとり親世帯等（※2）を対象として、次のとおり保育料を軽減する。</p> <p><b>【対象】</b> 年収360万円未満相当のひとり親世帯等  <b>【内容】</b> 保育料減免額の増額</p> <p>（現 行） 第1子 : 半額減免（月額4,500円減免）          第2子以降：全額減免</p> <p>（改 正） 第1子 : 3分の2減免（月額6,000円減免）          第2子以降：全額減免（変更なし）</p> <p>（※1）「年収360万円未満相当の世帯」とは、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯のことをいう。          （※2）「ひとり親世帯等」とは、下記に該当する世帯のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯</li> <li>・保護者または保護者と同一世帯に属する者が「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者」、「特別児童扶養手当の支給対象児童」または「国民年金障害基礎年金の受給者」のいずれかに該当する世帯（在宅に限る。）</li> </ul>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

平成29年度見込

対象人数 1人

軽減額 18,000円（減免増額分@1,500円×1人×12カ月）

※軽減額については、普通交付税による措置が見込まれている。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

各自治体でも同様の対応が見込まれる。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年8月 石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正  
（公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用予定）  
市立幼稚園保護者に周知、減免申請手続き開始

⑨ その他